



令和 4 年度 大都市税財政制度調査特別委員会報告書

令和 5 年 2 月

川崎市議会大都市税財政制度調査特別委員会

1 付議事件

大都市の実態に適応する税財政制度の確立を目的として、大都市における税財政制度の諸問題及び国等への税財政要望行動に関する事項について調査研究を行うこと

2 委員会活動の経過

(1) 令和元年5月20日（第1回）

ア 議題

- ・正副委員長の互選
- ・委員会の運営について

イ 概要

年長委員の渡辺学委員の指名推選により、青木功雄委員が委員長に、浜田昌利委員が副委員長に選任された。

委員会の運営については「大都市税財政制度調査特別委員会の設置について」及び「大都市税財政制度調査特別委員会実施要領」のとおり進めることを確認した。

(2) 令和元年5月31日（第2回）

ア 議題

- ・「令和2年度国の予算編成に対する要請」について

イ 概要

「令和2年度国の予算編成に対する要請」について、取りまとめが行われた要請事項について財政局から説明を受け、質疑・意見交換を行った。

ウ 委員意見

- ・毎年、国に対して要請を行っている中で、要請活動の結果や予算措置が実現した内容等について取りまとめを行ってほしい。
- ・毎年行っている青本の党派別要望において、各政党から要望事項について回答をいただき、その回答を踏まえた議論を本委員会において行うことの検討を行うべきである。

(3) 令和元年8月1日（第3回）

ア 議題

- ・「令和2年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」について

イ 概要

「令和2年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」について、指定都市市長会及び指定都市議長会において取りまとめが行われた提案内容及び要請活動について総務企画局及び財政局から説明を受け、質疑・意見交換を行った。

ウ 委員意見

- ・本年度においても要望を引き続き行っている「臨時財政対策債の廃止」は、本市においては負担が大きいことから、本委員会において継続して見守る必要があると考える。
- ・本委員会において白本の要望事項に関する具体的な進捗状況等を踏まえた報告を行ってほしい。

(4) 令和元年9月13日(第4回)

ア 議題

- ・今後の委員会運営について

イ 概要

今後の委員会運営として、10月上旬に予定する指定都市「大都市税財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(通称:青本)」についての調査・研究及び11月中旬に予定する青本に基づく党派別要望行動の実施に先立ち、委員会として有識者を招致し、大都市における税財政制度の諸問題に関する調査・研究を行うため、「大都市税財政制度調査特別委員会参考人実施要領」に基づき、参考人招致を実施することとした。

(5) 令和元年10月1日(第5回)

ア 議題

- ・大都市における税財政制度の諸問題に関する調査・研究について

イ 概要

参考人として明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授の兼村高文氏を招致し、都市における税財政制度の諸問題について講演をいただき、講演内容等を踏まえ、意見交換を行った。

ウ 講演概要

本年の6月下旬に「経済財政運営と改革の基本方針2019」が閣議決定され、副題として「「令和」新時代:「Society 5.0」への挑戦」とあり、いわゆるAI、IoTを活用していく旨の方針が示された。また、それを受けて、「概要要求基準」が示され、公共事業などの裁量的経費は10%程度削減され、重点施策であるAIなどの成長分野には、削減額の3倍である4兆4,000億円を盛り込む旨の方針が示されたことや、また、同日の経済財政諮問会議において、当初予定していた2025年のプライマリーバランスの黒字化は望めないとの見解が示されたことから、財政再建は先送りにされてしまうのではないかと懸念を抱いている。

また、地方財政計画では、総務省は令和2年度要求額として、17兆1,928億円及び事項要求を行っており、本市は不交付団体であるが、概ね現状維持であると考えられる。

次に、平成29年度の決算カード等を用いて、①財政の自主性・自立性、②収支均衡が保たれているか、③財政の弾力性の有無、④効率性について、4つの視点から本市の財政状況分析を試みる。

まず、本市の財政規模として、歳入・歳出総額は約7,000億である。財政規模のみを他都市との比較することは、人口規模や面積等も違いがあることから一つの目安に過ぎず、過年度と比較した分析が効果的である。

次に、自主性・自立性が確保されているかどうかの分析としては、財政力指数と地方税の割合を見ることが重要であり、本市の財政力指数は、「1.00」となっていることから不交付団体となっているため、制度上、国からの交付税措置が一切受けられず、非常に厳しいのではないかと。また、地方税の割合は、歳入全体に占める割合が44.4%となっており、国が示す地方財政計画では、4割が一つの目安となっていることから、若干ではあるが収収面については良い印象がある。

次に、収支均衡が保たれているか否かについては、実質収支比率に着目し、分析を行うことが効果的であり、本市の場合は、0.2%となっており、この程度であれば、財政運営の範囲内と考えるが、経験則に基づくと、約3%から5%が適正であると考えている。マイナスや10%を超えてくるようであると、原因究明を行うべきであると考えている。

また、実質収支比率だけでは単年度の収支均衡の分析が行えないため、実質単年度収支に着目することも併せて重要である。実質単年度収支は、前年度からの積立金や積立金の切り崩しがなかった場合の収支であるため、単純に年度内だけでの収支比較が行え、本市は、約2億6,000万円の黒字となっているが、これが赤字の場合は、赤字理由の分析が必要である。主に赤字になる理由は、リーマン・ショック等の景気の変動が考えられるが、赤字になった際の対策として、市町村では、標準財政規模の約10%から15%は財政調整基金として積み立てておくべきである。

次に、財政構造が弾力的か否かについて判断を行う指標として、経常収支比率に着目すべきである。経常収支比率とは、一般家計でいうところの毎月の給与でローンの返済等を除き生活費をどのくらいまかなえているかを表す指標として説明できるため、低ければ低いほど弾力的であると判断できるが、本市の場合は、100を超える数値となっていることから、財政構造は非弾力的かつ硬直的であると判断できることとなる。大都市や政令市になれば特有の行政ニーズがあることから経常収支比率は高止まりする傾向にあるため、仕方がないと判断できるが、財政の弾力化を判断するのは経常収支比率に着目することが重要である。

これら以外については、義務的経費である、人件費、公債費及び扶助費についても状況や傾向を判断することが、弾力性を判断するポイントである。

次に、効率性を判断するためには、決算書を確認することが必要であるが、自治体の会計区分ではなく、決算統計上の会計区分（普通会計及び公営事業会計）に準じた決算書類を確認す

る必要がある。公営事業会計は公営企業法の適用により、企業と同じように貸借対照表の作成が義務付けられているため、財政分析が行いやすいが、普通会計は現金主義であるため、資産や負債等の状況が分からず、効率性については判断が難しいことになる。そこで総務省は企業会計的手法による財政書類を作成することを推奨しており、本市では、財政課が「企業会計的手法による川崎市の財政状況」（平成29年度決算版）のポイント」を公表している。それによると約3兆2,289億円の資産を有しており、また負債の合計額は、ほぼ地方債の償還であるが、約1兆1,839億円であると記載がある。資産と負債の割合についての是非の判断基準はないが、他都市との比較は可能である。ただし、財政課が公表しているのは、市全体での資産、負債であるため、これを用いて財政分析を行うとなると、東京都が平成18年から行っている事業別の財政分析表が必要にあると思われるが、多大な労力が必要になるだけでなく、財務分析表を作成する側、利用する側にも専門的な会計知識が要求されることとなる。

最後に、予算の審議には財政分析を行い望むべきであり、基本は、標準財政規模を踏まえた予算の妥当性や公共事業の適切な水準を考えていくことが必要であると考えます。

エ 意見交換概要

質疑．本市が財政の硬直化を招いている中での今後の財政調整基金の在り方について

応答．他国では、財政調整基金の積み立ての割合について法律で決まっている国もあるのに対して、日本では各自治体の判断に委ねられている現状である。

景気変動等により単年度収支が赤字になる可能性等を考慮すると、経験則ではあるが、標準財政規模の約10%から15%は積み立てておいた方が良いと思われる。

質疑．他都市との公共サービスにおける受益者負担比率の比較について

応答．個別に受益が及ぶ行政サービスについての負担割合は、各自治体の条例において定めることとなっていることから、自治体によって負担割合に差が出るが、ヨーロッパ諸国における負担割合と日本を比較した場合に、受益者の負担は少ないため、個人的には、受益者負担の割合について他都市との比較を行うことは意味が無いように思われる。

質疑．不交付団体である本市が抱えるふるさと納税制度の財政措置の課題に対する考えについて

応答．不交付団体に対するふるさと納税の補填についての議論は地方の固有財源の話であり、現在下火である地方分権の推進を求める意味合いを持つことから、結果的に思惑とは異なり、市の持ち出しを要する権限が委譲される等の結果を招きかねない。そのため、国に対して深い議論を持ち掛けるべきではないと思われる。

質疑．財政力等を踏まえ大都市特例事務に関わる課題の市民に対する説明方法について

応答．本市は不交付団体であるため、市民は財政力があると思われがちだが、経常収支比率は100%に近いことを強調し、富裕団体ではないことの説明を中心に行うと良いと思わ

れる。

個人的には、予算策定の際に市民に参加してもらう市民参加型予算を推奨しており、ヨーロッパでは、３，０００程度の自治体が行っている。このような取組により、市民にも住んでいる自治体の財政状況等の理解が深まると考えている。

(６) 令和元年１０月７日（第６回）

ア 議題

- ・指定都市「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（令和２年度）（通称：青本）」について

イ 概要

「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（令和２年度）（通称：青本）」について、指定都市市長会及び指定都市議長会において取りまとめが行われた提案内容及び要請活動について財政局から説明を受け、質疑・意見交換を行った。

また、今後実施される指定都市税財政関係特別委員長会議及び各政党への要望活動（党派別要望）の予定について財政局から説明が行われた。

ウ 委員意見

- ・本委員会で各要望事項について検討をするに当たり、前年度の要望結果を踏まえることは重要であることから、来年度以降は、所管局において前年度の要求事項との相違点も分かるような資料作成を検討していただき、本委員会を運営してまいりたいとの発言が委員長からあった。

(７) 令和元年１１月１４日（第７回）

ア 議題

- ・「令和２年度県の予算編成に対する要請」について

イ 概要

「令和２年度県の予算編成に対する要請」について、要請の方法、時期及び内容について財政局から説明を受け、質疑・意見交換を行った。

ウ 委員意見

- ・「県単独補助事業における補助基準の格差是正等」については、政令市と一般市で補助率に格差があるため、引き続き補助率の改善を要望していくべきである。
- ・比較的障害の程度が低い学生が既存の公立高校などの分教室に通学する事例が増えているが、分教室のキャパシティが足りないということが数年前から非常に大きな問題となっていることから、特別支援学校の受け入れ枠の拡充について前向きに要望をしていくべきである。

- ・地域防犯カメラ設置事業に係る補助金について、防犯カメラの設置から10年程度の年月が経過すると故障等が想定されるため、防犯カメラを設置する補助だけでなく、維持するための補助についても要請する検討を行ってほしい。

(8) 令和2年5月27日(第8回)

ア 議題

- ・委員会の運営について
- ・「令和3年度国の予算編成に対する要請」について

イ 概要

委員会の運営について、「令和元年度中間取りまとめ(案)」に係る各委員の意見を集約し、委員会の中間取りまとめとして、議長宛てに提出したことを確認した。また、今後の委員会運営は、おおむね「令和元年度大都市税財政制度調査特別委員会日程(案)」のとおりとし、詳細については各会派からの意見等を参考に、進めていくこととした。

「令和3年度国の予算編成に対する要請」について、取りまとめが行われた要請事項について財政局から説明を受け、質疑・意見交換を行った。

ウ 委員意見

- ・本市がより多くのふるさと納税を得るための体制づくりが必要である。また、他都市ではコロナ禍に便乗したと思われるマスクや消毒液の返礼を行っているケースがあり、ふるさと納税の在り方について、国に対して改めて検討するよう要請する必要がある。
- ・令和元年東日本台風やコロナ禍の影響を踏まえ、セーフティネットの更なる充実や児童相談所に係る項目等の要請に当たっては、他都市との情報共有やエビデンスの構築を適切に行い、要望活動につなげていくことが重要である。また、多摩川における治水対策について、本市では樋門周辺のしゅんせつ等が課題であり、その対策について、国へ要望してほしい。
- ・財源、税源の涵養及び権限の確保、二つのテーマについて、例年に増して議論を深めていきたい。また、本市における財源、税源の涵養は重要であり、国への要望に当たっては、政令指定都市の中でも人口が密集している等の本市の特徴を強調するとともに、東京事務所や国会議員の力添えを得ながら進めていくべきである。
- ・多摩川における治水対策に係る要請については、掘削箇所を限定することなく、多摩川全体を考えた内容としてほしい。

(9) 令和2年7月28日(第9回)

ア 議題

- ・「令和3年度国の施策及び予算に関する提案(通称:白本)」について

イ 概要

「令和３年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」について、指定都市市長会及び指定都市議長会において取りまとめが行われた提案内容及び要請活動について総務企画局及び財政局から説明を受け、質疑・意見交換を行った。

ウ 委員意見

- ・地方創生臨時交付金に係る財政力指数の計算に対する要望が盛り込まれている一方、本市をはじめ、各政令指定都市が減収の影響を受けているふるさと納税制度への要望が盛り込まれていない。政令指定都市全体の課題として、次年度以降記載がされるよう努めてほしい。
- ・毎年行っている白本の要望に対する国の考え方について、何らかの回答等が得られるような働きかけをすべきである。
- ・学校における働き方改革、特に教職員を含めた学校現場で働く人材の確保及びその財源の確保は本市にとって喫緊の課題であり、問題意識をもって取り組んでもらいたい。
- ・多様な大都市制度の早期実現に係る要望に当たっては、市民に対して、特別自治市が本市にとって利のある制度である旨の理解を広めていくべきである。
- ・医療費助成について、本市における制度拡充を進めていくとともに、国に対して普通調整交付金の減額措置等を行わないように求めてほしい。

(10) 令和２年９月１４日（第１０回）

ア 議題

- ・今後の委員会運営について

イ 概要

今後の委員会運営として、１０月上旬に予定する指定都市「大都市税財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）」についての調査・研究及び１１月中旬に予定する青本に基づく党派別要望行動の実施に先立ち、委員会として有識者を招致し、大都市における税財政制度の諸問題に関する調査・研究を行うため、「大都市税財政制度調査特別委員会参考人実施要領」に基づき、参考人招致を実施することとした。

(11) 令和２年９月３０日（第１１回）

ア 議題

- ・大都市における税財政制度の諸問題に関する調査・研究について

イ 概要

参考人として一橋大学国際・公共政策大学院・大学院経済学研究科教授の佐藤主光氏を招致し、都市における税財政制度の諸問題について講演をいただき、講演内容等を踏まえ、意見交換を行った。

ウ 講演概要

今日は三つのテーマで講演を行う。一つ目はふるさと納税、二つ目は中長期的な課題としての消費税の話、三つ目は地方税の課題、法人課税に対する依存度の高さや、個人住民税の前年所得課税についてである。

まずはふるさと納税について。最近、大阪府泉佐野市が訴えを起こしていた裁判で、最高裁で高裁判決が破棄され泉佐野市の逆転勝訴となった。法律的に判決内容は当然であるが、裁判官は「泉佐野市のやり方は果たしてフェアだったのか、本来のふるさと納税の趣旨に反していたのではないか」という問題提起をしていた。実際、泉佐野市は大々的に返礼キャンペーンを打ち出し、全国からかき集めた返礼品をリストアップしてピーク時には全体の1割のふるさと納税を集めていた。この件については、遡及措置を行った総務省に非がある一方、総務省の通知に基づき他の自治体が返礼品を見直す中、泉佐野市は制度の趣旨に反した形でふるさと納税を集め続けたという点において、泉佐野市の側にも非があると考えている。

ふるさと納税の元来の特徴は特例控除の部分であり、2,000円の持ち出しで済むことにより利用を喚起したいというのが政策的な意図であるところ、本来あるべき寄附の姿から大きく外れて、いわゆる官製通販化してしまった。結果、多くお金が流出している自治体として、川崎市は上から4番目である。全国的に大都市からお金が流れているが、受け取る側が必ずしも貧しい自治体ではないところが問題だ。

ふるさと納税は、ある意味、静かなる納税者の反乱という側面がある。例えばフランスであれば、自分たちの税金の使途に不満があれば、皆、デモを行う。一方、日本人は基本的にはデモは行わない。「それならふるさと納税をしたらよい」というふうを考える。問題なのは、ふるさと納税で受益を得ているのが一部の金持ちであることだ。しかし、そのことに対して一般の納税者は憤っていない。なぜなら、一般の納税者自身も納税に対する受益をあまり感じておらず、自分たちも機会があったらふるさと納税をしたいと思っているからである。

その理由は、一般の人たちから納税に対する受益が見えていないことにある。例えば川崎市が提供する公共サービス、ごみの収集、道路、教育、福祉。これらに税金が使われていることが市民には見えていない。そのため、税金って払い損だよね、機会があったらふるさと納税でもしたいよねという考えに至ってしまう。つまり、ふるさと納税による税の流出を抑えるためには、税金の使われ方、住民への還元のされ方を具体的に見える化させる必要がある。

次に二つ目のテーマ、消費税の話。今、消費税を減税するべきではないかという議論がある。国民一律に10万円給付を行った手前、次に何か一律に行うとしたら、消費税の減税ではないかということだ。特に、地方経済を支えるという観点から、消費税を時限つきで減税したらどうか。そういう議論がちらほらと出ている。

コロナ禍による経済的な影響について述べると、業種ごとにその影響は一律ではなく、飲食店が大きな打撃を受けている一方、Amazonは過去最高の収益を上げ、スーパーが復

活。家飲みが増えたため酒屋も繁盛している。それは家計についても同様であり、影響が家計や個人、事業者やその業種間でもばらばらである中、一律の消費喚起でよいのか。現在実施されているGoToトラベルキャンペーンの是非はともかく、ある程度業種を絞った優遇・支援政策があつてしかるべきである。

次に、消費税が平時の社会保障の重要な財源だということを指摘したい。しばしば話題とされる他国での消費税減税はあらかじめ時限措置として組まれたものであり、日本では同様に実施することが難しい。減税するにも元に戻すにも、周知等のプロセスも含め、時間と手間が掛かる。その点から、コロナ対策の話と消費税の話とは切り離して考えるべきだ。

今や地方消費税は都道府県にとっては3番目、地方全体で見ても主要な税源の一つとなっている。地方消費税は法人2税等と比べると比較的格差の少ない税金であるため、今後、自治体が安定財源を求めるのであれば、その活路はやはり消費税だ。

デフレがこれまでの危機、コロナ禍が今の危機だとすると、社会の高齢化がこれからの危機だ。国は当初、コロナ禍は短期決戦で終息すると見てか、水際対策に注力していた。しかし、蓋を開けてみればワクチンの実用化時期の見込みもいまだ分からない状況であり、結局は長期戦となった。まして、社会の高齢化は今世紀の課題であり、高齢化のピークを迎える2040年代の後には大きく人口が減少するとされる。長期戦となる社会の高齢化、人口減少に対しては経済の体力、財政の体力の裏付けがある上での構造改革が必要だ。今の、これからの危機に立ち向かうため、日本の経済・財政の在り方そのものを変えていかなければならない。

私は、本当は消費税を増税するのではなくてもいいと思っている。しかし、消費税を増税しないのであれば、どうやって社会保障の財源を確保するのか。問題は、高齢化の進展により増えている社会保障であり、消費税の増税は財源の問題の解決策の一つに過ぎない。問題の大本は社会保障の増加なのである。では、なぜ消費税増税かというと、一般的に思われているよりも消費税はまだ「ましな税金」だからである。所得税や社会保険料はどうしても勤労者に負担が集中しやすい一方、消費税は全ての世帯が広く負担をすることになり、世代間の公平の観点でかなっている。また、国際競争力の観点から見ても、国際競争力を損なわずに済む。

世界的なトレンドを見ても、消費税は増税の傾向にある。では、何%ぐらいまで上げるのが適切であるかということ、概ね15%から20%ではないかと言われている。我々とはとにかく社会保障の財源をどうするかを考えなければならず、安定的で地域間での偏在の少ない税金ということ、消去法で消費税にならざるを得ない。経済学者からすると、ほかの税金と比べ、消費税のほうがまだ成長と親和性が高いと考えるからだ。長い目で見たときに、ほかの税金、ましてや社会保険料を上げるよりは、雇用に対する影響、日本の国際競争力に対する影響、成長力に対する影響はまだ消費税のほうが軽いということである。

最後に、コロナ禍で露呈した地方税の課題について。今般のコロナ禍においては、いろいろな日本のデジタル化の遅れ、フリーランスや非正規雇用の収入の不安定さがマスコミでも取

り上げられている。ここでは、地方税において露呈した問題点について述べていきたい。

まずは法人2税への依存問題である。法人2税への依存は二つの大きな問題を生み出しており、一つは偏在性の問題。法人2税は3大都市圏だけで4割強が集められており、そのうちの半分以上は東京都。この偏在性は平時の課題で、地域間での不公平をもたらしている。

もう一つの課題は不安定さ。平時は多くの法人2税を税収等している自治体であっても、非常時になると大きく税収が落ち込む。今般も、東京都の財政調整基金の残高がなくなりそうであると言われる。コロナ対策で既に1兆円強を投入したことに加え、法人2税の税収が大きく落ち込んでいることが要因である。東京都であろうと、財政危機と無縁ではない。

次に、二つ目の課題は住民税の前年課税である。今の個人住民税は前年の所得を基準に決まるが、これが今回のコロナ禍で問題となってくる。収入が不安定なフリーランスや自営業の人たちに対して、普通に稼いでいるであろう2019年の所得を基準に今年の住民税が課税される。2020年、コロナ禍により収入が大きく落ち込んだとしても、前年度所得を基準に税金を納めなければならない。収入が不安定な人が増えている時世において、果たして前年所得に応じて課税をするという仕組みが適切であるのだろうか。

また、市民税の業務についても実は前年所得課税のほうが大変で、その理由は申告納税と賦課課税の違いにある。所得税及び固定資産税は申告納税である一方、住民税は賦課課税。申告納税の場合であれば、税金は払う人が計算するため、額を間違ったとしても、申告した人の責任でもう一回やり直してもらうだけのことである。しかし、賦課課税は、幾ら払うべきかを決めるのは自治体側。もし納税額を間違えていたら自治体の責任となる。町田市の職員に聞いた話では、3月から4月にかけての繁忙期には結構な人手を確保しているとのことだった。いっそのこと、住民税も現年課税化してしまえば自治体側は楽なのではないだろうか。デジタル化を前提とすれば、現年課税化というのはそんなに難しい話ではないはずである。

更に、一律10万円の特別定額給付金のときに課題になったマイナンバーの活用について述べたい。自治体は給与支払報告書を事業者からもらって、住民の前年所得を捕捉しているが、それをマイナンバーでひもづけないと給付には使えない。今般の一律10万円給付の際には、所得情報が使えなかった。そのため、一律10万円にならざるを得なかった。給付と所得情報をひもづけることができないと、一律10万円か、あるいは課税世帯か非課税世帯かという区分けでやるしかなく、給付はきめ細かくなならない。税と給付、給付と口座、これらを全部マイナンバーでひもづけないと、きめ細かい迅速な給付はできない。

海外においては、前年の所得ではなく前月の所得に応じて給付を決めることも可能な国もある。所得情報を税金と給付、両方に使えるようにする。更にできるだけ直近の所得情報を使えるようにする。そういう仕組みを構築しないと、コロナ禍のような場合に対応できない。

もう一つ、固定資産税について述べたい。市町村の大きな基幹税である固定資産税の話は社会の高齢化、実は空き家問題につながっており、小規模住宅に対する優遇措置が空き家問

題を助長しているのではないかという指摘がある。高齢化により、ある家に住む人がいなくなった。その人が亡くなってしまったら、誰も住む人がいなくなるという空き家問題。固定資産税との関係から、家を使っていないのだから取り壊して更地にすればいいところ、ぼろ屋でもいいから空き家をそのまま所有することで評価額を6分の1に抑え、税金の負担を抑えるケースが多く生じているのだ。以前、タワーマンションがよく節税の道具に使われた要因も固定資産税の制度の問題点によるもので、固定資産税をもう少し適正化すべきという話はずっと出ているものの、残念ながら進んでいない。

最後に、税がその国の文化を変えるという話。イギリスやヨーロッパは昔、窓に税金をかけていたから窓が小さい。京都に行けばうなぎの寝床で家が細長い。これは昔、間口に応じて税金を掛けたからだという話がある。つまり、税は文化を作る。日本の家をうさぎ小屋にしたのは固定資産税かも知れない。都市計画を考えたときに、固定資産税が都市や住宅の在り方をゆがめてしまうことは避けるべきである。税を財源確保としての意味合いだけではなく、長期的な視野で社会、経済、まちの在り方に与えるインパクトも考えなければならない。

エ 意見交換概要

質疑. ふるさと納税の改善の方向性及び政府税制調査会での議論について

応答. まず、ふるさと納税についての改善については、返礼品はやめたほうがよい。物の切れ目が縁の切れ目になってしまい、自治体のためにもならない。本来ふるさと納税というのは自治体のサポーターをつくる目的であったはずであり、物で釣るのではなく、まちの魅力を発信するべきである。また、富裕層が2,000円の持ち出しで物をもらっている、楽天やふるなび等の東京のサイト運営者がもうかっているという構造は不公平であり、返礼品の在り方は抜本的に考えざるを得ないと考ええる。

次に、政府税制調査会で議論するかという点については、発案者が菅総理であることもあり、総務省が議論したがると思う。ただし、前向きに考えて、もっと寄附金税制を充実させたらどうかという議論は可能である。「私がいつも行っているあのラーメン屋、ホテル、旅館をサポートしたい」といったある種のクラウドファンディング等であれば拡充してもよいだろう。川崎市に置き換えると、市内の各種公益団体、NPO、その他各種団体に対する支援を促すように、市が寄附金税制を拡充する等のやり方はあってもよいのではないかな。

質疑. 政府税制調査会における税や社会保障の制度設計に係る教育等の議論について

応答. 大人に対しても含め、もっと租税や社会保障の教育に取り組まなければいけないと議論されている。ネット上では真偽さまざまな情報が氾濫していることから、ミスリーディングを防止する、正しい情報を伝えるメディア発信を、政府・自治体が行っていかなければならないと考える。

質疑. 政府税制調査会における消費税と社会保障の議論状況について

応答．当初は社会保障を支えるための増税であったが、段階的に上げていくというプロセスの中で社会保障が消えてしまった。人生の中での最大のリスクは社会保障であり、「年を取ったときに本当に年金をもらえるの？医療はあるの？」ということが今問われ、特に若い人に不安を与えてしまっている。消費税にしても社会保障の保険料にしても、持続性をどう担保するかが重要であり、そこにもっと目線があってよいのではないか。

政府税制調査会においては、配偶者控除をやめて給付を行えばよいとの議論があったが、給付については税調の範疇外であり、結果である最後の答申、中間報告の中にはその議論が盛り込まれなかった。再分配の強化は、税金を払っていない人たちにどうやって給付をするかという視点が重要であるが、税調では議論ができないのである。

海外では給付と税がちゃんと連動している一方、日本では制度的にも執行面でも分かれているが、本来は税と給付の一体改革が間違いなく必要だと考えている。

質疑．農林水産省の助成金がふるさと納税返礼品の充実に活用されていることへの見解について

応答．農林水産省の助成事業は農林水産の活性化が目的であり、目的外使用であると考える。

例えば、釜石市が材料を他都市から集めて加工したエアガンを特産物として返礼品としていることと同じで、ルールの抜け道を突いたものである。総務省も過熱化した返礼品競争を抑え込もうと試み、多少は功を奏しているものの、人間は得てしてルールの抜け道を探すものであるため、今後、第二の泉佐野市が出てくる可能性は否めない。

質疑．ふるさと納税に係る控除について、2割という割合ではなく額面で上限を設けることへの考えについて

応答．寄附額の2割か一定額、例えば2万円まで、その低いほうのいずれかを上限とする手法はあってもよいと考える。しかし、先に述べたルールの抜け道に関して、執行面における留意が必要である。

質疑．特別定額給付金の給付額を一律10万円ではなく、減収世帯に対する30万円の給付を実施していた場合の問題点について

応答．収入の急減をどう確認するかが問題であり、収入の証明の手続など、申請に手間と時間が非常に掛かったのではないかと考える。しかしながら、実際の一律10万円の給付においては対象者も多かったことから、違う意味で時間が掛かったため、自治体側からすると、10万円給付のほうが手間だったのではないだろうか。

そこで、私は一律に給付した後、所得金額に応じて回収、事後調整する融資と給付のハイブリッドの手法を提案した。現実的には官僚の無謬性、間違いがあってはいけない考えから実現が難しいところであるが、アイデアだけで言えば、この事後調整をやればよいのである。

質疑．消費税減税により消費を促進して税収増を図る考えについて

応答．40年前の第一次レーガン政権で所得税の減税をやっており、減税すれば経済が活性化する、経済が活性化すれば、みんな所得が増える、だから、税率を下げたとしても結果的には税収は上がるのではないかという実験的なものであったが、結果は赤字を生んでしまい、思ったようにはいかなかった。

消費税減税により消費が増えることは否定しないが、税率を下げた分を挽回するほど税収が増えるかと言うと、答えはノーである。同じことは所得税にも言え、富裕層の所得税を下げれば彼らはもっと頑張って働くのではないか。そういう主張もあるが、実際、脱税が多い途上国での例を除けば、それに成功した国は知る限りない。4%から5%といった中国並みの経済成長となっていない日本の経済において、減税して税収をかえって増やすというこのモデルはなかなか成立しがたいと考えている。

だからこそ、本当は増税をするとき、消費税を上げるだけではなく、同時に経済の体力をつけていかなければならない。例えば高齢者や女性の方の就労を喚起したり、中小企業の生産性を上げたり、そういう形での成長力をつけなければならない。低成長の日本においては、増税に併せて適切な成長戦略を組んでいく。増税に耐えるための構造改革が必要である。

(12) 令和2年10月8日（第12回）

ア 議題

- ・指定都市「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（令和3年度）（通称：青本）」について

イ 概要

「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（令和3年度）（通称：青本）」について、指定都市市長会及び指定都市議長会において取りまとめが行われた提案内容及び要請活動について財政局から説明を受け、質疑・意見交換を行った。

また、今後実施される指定都市税財政関係特別委員長会議及び各政党への要望活動（党派別要望）の予定について財政局から説明が行われた。

ウ 委員意見

- ・大幅な税収減が見込まれる来年度予算についても含め、必要な事項について十分に要望を行うとともに、ふるさと納税の見直しについても実現されるよう、引き続き国に働き掛けてほしい。
- ・国から財源の使い道が示されるのが2月や3月であると、本市の翌年度当初予算に反映することが難しい。特に政令市にとって、本日議論した制度等の影響は大きいため、ぜひ政令市の首長連合として、少なくとも各自治体の当初予算に中身を政策として反映できるタイミングで示すよう投げ掛けるとともに、緊急自然災害防止対策事業債について、積極的に

活用してほしい。また、県からの補助金について、本来の枠がしっかり市に交付されるよう議論をしっかりとやってもらいたい。

- ・体育館への空調整備について、ぜひ緊急防災・減災事業債を活用して、緊急度の高い避難所の空調整備、またはW i - F i 整備といった部分にしっかりと活用してほしい。また、教育委員会とも連携を取り、令和3年度以降にもぜひ活用してほしい。
- ・今年5月には新型コロナウイルスの臨時交付金について市長が地方創生大臣のところに要望に行き、その後一定程度配分されたところである。引き続き、要望・意見をし続けるとともに、ふるさと納税制度に関してなど、本市がいろいろな方々に応援してもらえるために必死に取り組む姿勢を徹底してほしい。
- ・地方法人税の創設等、地方税を国税化することで交付税原資を生み出す国の施策が不交付団体である本市に与える影響は大きいと、引き続き国への働き掛けを行ってもらいたい。

(13) 令和2年11月19日（第13回）

ア 議題

- ・「令和3年度県の予算編成に対する要請」について

イ 概要

「令和3年度県の予算編成に対する要請」について、要請の方法、時期及び内容について財政局から説明を受け、質疑・意見交換を行った。

ウ 委員意見

- ・本日、所属政党の党派別要望に行ってきたところ、緊急自然災害防止対策事業債等について、国会では議論が深まっており、超党派で取り組んでいる印象を受けたことから、各委員からも所属する党派に働き掛けてもらいたい旨、及び、超過課税に係る県への要望についても、各委員が所属する党派の県会議員に働き掛けを行ってもらいたい旨の発言があった。

(14) 令和3年3月19日（第14回）

ア 議題

- ・正副委員長の互選

イ 概要

正副委員長がいずれも委員を辞任したため、年長委員の渡辺学委員の指名推選により、原典之委員が委員長に、田村伸一郎委員が副委員長に選任された。

(15) 令和3年4月23日（第15回）

ア 議題

- ・委員会の運営について

イ 概要

「令和2年度中間取りまとめ（案）」について事務局より説明を行い、協議の結果、委員会
の中間取りまとめとして、議長宛てに提出することとした。

また、今後の委員会運営については、おおむね「令和3年度大都市税財政制度調査特別委
員会日程（案）」のとおりとし、詳細については正副委員長に一任の上、その他の運営につ
いては、昨年度と同様とすることとした。

(16) 令和3年5月27日（第16回）

ア 議題

- ・「令和4年度国の予算編成に対する要請」について

イ 概要

「令和4年度国の予算編成に対する要請」について、取りまとめが行われた要請事項につ
いて財政局から説明を受け、質疑・意見交換を行った。

ウ 委員意見

- ・「多摩川における治水対策の推進について」の要請事項に掲載されていないが、樋管付近に
おける排水機場の設置に係る要望について事業所管課から伺っている。また、多摩川のみ
ならず三沢川においても国に要請しなければならない事項が多くあるため、原局と調整し
た上で、より強い姿勢で要請を行ってほしい。
- ・多摩川の河道掘削に関連し、登戸付近の木立の撤去を早急に進めてほしい。また、要請事項
については、その要請の実現を求める時期等を具体的に記載してほしい。
- ・多摩川下流のＪＲ京浜東北線のガード下付近における越水対策について、国だけではなく、
ＪＲ等の関係機関への要請も合わせて行ってほしい。
- ・少人数学級への対応に係る要請事項について、教育委員会と連携し、増加する学級数に見合
った国によるハード整備への費用負担を要請してほしい。
- ・新型コロナウイルス感染症対策については、国に対し、地方自治体が追跡調査等を十分に行
えるような体制強化や財政措置、また、公立・公的病院における医療体制の強化を強く要請
してほしい。
- ・羽田新飛行ルートに関する騒音・振動対策については市民からの要望も強いもので
あるため、より一層の対策が行われるよう、強く要請を行ってほしい。

(17) 令和3年5月31日（第17回）

ア 議題

- ・副委員長辞任の件
- ・副委員長の互選

イ 概要

田村伸一郎副委員長が副委員長を辞任したため、原委員長の指名推薦により、田村京三委員が副委員長に選任された。

(18) 令和3年7月30日（第18回）

ア 議題

- ・指定都市「令和4年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」について

イ 概要

「令和4年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」について、指定都市市長会及び指定都市議長会において取りまとめが行われた提案内容及び要請活動について総務企画局及び財政局から説明を受け、質疑・意見交換を行った。

ウ 委員意見

- ・新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、指定都市においては共通の新たな課題が多く出てきている。本市の東京事務所は市内に移転してしまったものの、指定都市間でこれらの課題を連携して解決していくため、川崎市だけ取り残されることがないように、関係者との対面での会話や密な連携等を適切に行ってほしい。

(19) 令和3年8月23日（第19回）

ア 議題

- ・今後の委員会運営について

イ 概要

今後の委員会運営として、10月上旬に予定する指定都市「大都市税財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）」についての調査・研究及び11月上旬に予定する青本に基づく党派別要望行動の実施に先立ち、委員会として有識者を招致し、大都市における税財政制度の諸問題に関する調査・研究を行うため、「大都市税財政制度調査特別委員会参考人実施要領」に基づき、参考人招致を実施することとした。

(20) 令和3年9月8日（第20回）

ア 議題

- ・大都市における税財政制度の諸問題に関する調査・研究について

イ 概要

参考人として中央大学総合政策学部教授の川崎一泰氏を招致し、大都市における税財政制度の諸問題について講演をいただき、講演内容等を踏まえ、意見交換を行った。

ウ 講演概要

まず、地方財政というのは国の財政理論が当てはまらないことを頭に置いていただきたい。国は貨幣供給できる一方で、地方はできない。さらに、起債制限もあり、借金も簡単にはできない構造になっているなど、国とは異なる理論で地方の財政を見ていかなければいけないところを最初に申し上げたい。

また、お金持ちから税を取って、困っている人に配るという、ある種の再分配も地方財政においては簡単ではない。ほかの都市よりも高い税負担、あるいは低いサービスであるならば、住民は引っ越しをしてしまう。逆にほかよりも安い税負担もしくは高いサービス水準であるならば、残るもしくは移動してくるということがある。国と国でもそうであるが、地方間、川崎と横浜、川崎と町田といったところだと、もっと簡単に住民の移動ができてしまう。

このような制約から考えると、現実的には収支バランスが取れた形でないと持続が困難であるが、収支改善に向け、例えばお昼休みに電気を消したり、エアコンの温度を調整したりといった非常に細部にわたるコスト削減は生産性に影響があり、また、人件費の削減に関しても、恒久的に削減となれば、モチベーションに関わるため、慎重に行う必要がある。

事業の見直しについても、コアな事業が市にはあり、やらなければならない事業は今後も確保せざるを得ない。変動対応ができる事業や標準を超えているサービスを元に戻すということはあり得ると思うが、一度手に入れたものを失うことに関しては、我々人間は非常に大きな損失感を感じてしまう。これは行政サービスについても同じで、一度行ったサービスを元に戻す、あるいは低下させることには多大なコストを要する。

したがって、収入を増やすことに力点を置かざるを得ないのではないかとというのが私の考え方で、標準以上のサービスについては、受益者負担も視野に入れて見直していくことが大都市としては求められると考えている。

地域経済学においては、事業者や店舗が利益を上げたら、更に魅力的な商品開発、更に魅力的な店舗開発等のため、増えた所得の再投資を行い、資産を形成するストック効果が重要な位置付けになると考えている。このストックは、有形資産に限らず、例えば、「のれん」や、特許・デザインなどの知的財産、ブランド、技能、ソフトウェアなど、目には見えないが、皆が認識している無形資産も含まれている。

大地主が地代だけで生活できるように、資産は所得を生み出す。例えばイチゴのブランド化や牛肉のブランド化は各地で進められており、海外においても人気があるものとなっており、これと同じように、地域の魅力、地域ブランドを作りあげていくことが地域経済にとっては重要である。その実現手段として、財政事情等を踏まえると、公共部門が丸抱えで川崎ブランドをつくるのは無理であるため、これからはサービスを提供するのではなくて、民間や住民や団体を巻き込みながらプラットフォームを作っていくところに力点をシフトさせていく必要があるのではないかと考えている。例えば、こういう景観を守ろう、こういうイベントを行おう、こういうデザインで統一しようということを作り上げていけば地域ブランドにな

っていくため、行政はプラットフォームビルダーとして民間等と連携していくことを意識するのが重要だと思っている。

次に、川崎市の財政構造等についてであるが、川崎市は市税の割合が高く、個人住民税と固定資産税の2つで7割から8割を占める。法人分の割合は限りなく小さく、個人住民税と固定資産税が川崎市の主力財源であることは間違いないと思われる。

次に、地方交付税についてであるが、地方交付税は国が考える最低限の公共サービスを提供するための経費である基準財政需要額を算出し、その財政需要を満たすことができる財源としての基準財政収入額を比較し、需要に対して収入が少なかった場合、この差額分を交付税という形で穴埋めを行うものであり、基準財政需要額を上回る基準財政収入額がある場合は交付税が交付されない不交付団体とされ、昨年度までの川崎市はまさに不交付団体であった。したがって、国の政策なのに、自分たちの意思とは関係なく負担を強いられているため、国への要望に当たっては、この部分を指摘する必要があるものと考えている。

次に、住民税の個人分についてであるが、均等割として市分が3,500円で、神奈川県の場合は、水資源保全再生のため均等割に300円上乗せをしている。所得割は通常は6%であるが、川崎市は政令市であるため8%となっている。均等割は、ある種クラブの会費のような意味合いがあり、市のサービスに対する対価として、市民に等しく均等に支払ってもらうのが思想的背景にあり、比例税と呼ばれるが、所得が高かろうが低かろうが同じ税率であって、所得税のような累進構造にはなっていない。そのため、国税とは違い、高所得者から徴収するという仕組みを入れにくい構造になっている。

住民税の法人分も似たような構造であるが、住民税の法人分は、川崎市に限らず、日本の地方自治体では都道府県とは異なり、歳入に占める割合が大きいものではない。また、個人も法人も市町村税で高い税率を設定すると退出する可能性があることは意識しておく必要がある。

次に、ふるさと納税についてであるが、はっきり申し上げて、納税者にとっては絶対得な制度となっている。特に高所得者層に関して言うと、負担する2,000円の重みも軽く、払った税の30%に相当する返礼品が貰える制度である。その結果、不交付団体であった川崎市は63億円も流出している状況にあるため、繰り返しになるが、国の政策で減収となる財源については、交付税で戻すのではなくて、交付金などで全額戻すのが筋だということを、川崎市は国への要望として強く言うべきことではないかと思っている。特に住民税は、川崎市の主力財源であって、これが国の政策で左右されるようだと、市のサービスが安定しないことにつながってしまう。

次に、固定資産税の国際比較についてであるが、OECDのレベニュースタティスティクスを基に地方政府の税収構造を検証すると、多くの地方政府においては、日本の固定資産税に相当する財産税と呼ばれる土地・建物や自動車の保有等の財産に掛かる税の比率が高いものとなっている。地方政府において財産税が大きな割合を占めることには理由があり、そ

これは、人の移動が激しい基礎的な自治体においては、移動しない財産に対して課税することに合理性があるからである。所有者は逃げられるが、資産は逃げられない。そのため、資産に課税することによって確実に市民サービスの提供や、市が行うサービスの費用を回収することができるものとなっている。地方公共サービスの便益の最終的な帰着先が地価にあるとするのが欧米諸国の考え方で、サービスの便益の帰着先である不動産、土地に対して課税することに合理性があるということが基本的な考え方となっている。

ヨーロッパなどでは、この財産税を使ってエリアマネジメントに取り組んでおり、その一つにB I Dと呼ばれる商業地域のサービスの上乗せサービスを行う仕組みがある。追加的なサービスの内容は場所によって多様であり、防犯カメラの設置、地域の美化につながる取組、コミュニティバスの運行、フリーマーケットの開催、携帯電話の地下部分のアンテナ設置等が行われている。

日本においても、大阪の梅田エリアの再開発の際に議会の議決を経てB I Dの仕組みを導入した。具体的には、大阪市が民間の団体を認定し、地権者から分担金を法定徴収し、その徴収した資金を地域マネジメント会社に交付する。その交付金でまちの美化や警備巡回、施設の点検、放置自転車対策等の行政が一部担っているようなサービスも付加的に行い、一方で自主財源でマネジメント会社が管理を行いながら、オープンカフェ、巡回バス、貸し自転車の設置等、商業地域を魅力的にしていくようなサービスを提供していくことに取り組んでいるものである。

行政資源を多くは使わない中で、民間のモチベーションを用い、ステークホルダーによって公的サービスに相当するものを担ってもらいつつ、地域にまちの魅力に資する付加価値を付けるサービス提供が可能になることがポイントである。個別の施設でなく、面的にマネジメントを行う、まさにプラットフォームの構築を行う取組がB I Dである。

次にT I Fと呼ばれる再開発の際に用いられる取組を紹介する。

これは、再開発によってもたらされる土地等の評価額の上昇部分、価値が上がる部分を担保として債券を発行する仕組みである。開発事業者が開発許可を求めるに当たり、インフラ整備に要する費用について、開発でもたらされるであろう土地価格の増加見込み分で債券の発行を行う。開発利益でファイナンスできる事業性が要求されるため、過大な需要予測などの緩い査定問題を回避することができ、自治体側はほぼリスクを取る必要がなく、リスクは全て投資家が負担することとなるものである。

最後になるが、地方自治体の場合は都市間における人の移動が伴うため、選ばれるまちになる必要がある。川崎市の場合、小杉、鷺沼などにおいて、まだ開発の計画が幾つかあると聞いている。このような再開発に伴うインフラ整備の費用を市が負担し続けるのも困難であるため、前述したファイナンスの仕組みも一つ考え方としてはあるのではないかと思われる。特に再開発事業のように、投資的な部分はB I DやT I Fを組み合わせることで、地域で付

加価値を高める投資、つまり、ブランド価値を高める方向にうまくつながれるのではないかと考えている。

エ 意見交換概要

質疑．大阪におけるB I D導入プロセス及び本市商店街へのB I D導入の可能性について

応答．大阪におけるB I D導入プロセスとしては、ディベロッパー側から、エリアの魅力を高めるテナント立地の実現のため、地域を巻き込みながら、行政サービスの上乗せ部分を自ら行うための交渉を始めたものと聞いている。なお、負担金の徴収については、市が強制力を使って徴収する必要があるため、条例を制定して行ったものと思われる。商店街へのB I D導入の可能性については、実際に商店街単位で導入しているロンドンの事例等もあるため、商店街単位で地域の方々と話し合いを行い、追加サービスとしてB I Dを導入していくことがあり得るものと考えている。

質疑．地方自治体の財源としての消費税の考えについて

応答．イタリアなど地方政府が消費税を取っている国もあるが、人の移動が容易な地方自治体においては、消費税はあまり適していないものと考えている。

質疑．マンションや団地の管理におけるB I D導入の考えについて

応答．原理的にはB I Dの導入ができるものと考えている。ただし、B I Dは公益に資する必要が求められる一方で、マンション等の管理費に対しては私有財産の維持の側面が強いいため、公的な介入は困難であると思われる。大きな団地群の公園維持などにはB I D導入の可能性はあるものと考えている。

質疑．川崎市のシビックプライドに係る考えについて

応答．川崎市の政策評価委員会として市のシビックプライドに係る指標を見ているが、傾向としては、自身が住んでいる地域については気に入っているが、市全体についてはあまりそのような傾向が見られないところが川崎市の特徴であると認識している。

質疑．民間に任せるのではなく、あえて自治体が介在してB I Dを行う理由について

応答．ディベロッパーや団体が委託等により維持管理運営を含めて担うべきという考えもあるが、地域の方々が当事者として参加することにB I Dの意義があるものと思われる。自治体がプラットフォームを整備し、地域の方が自分たちで負担をしながら、自分たちで利益を享受していく仕組みがB I Dであり、整備等の投資を地域の中で循環させることができる仕組みである。

(21) 令和3年10月6日（第21回）

ア 議題

- ・指定都市「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（令和4年度）（通称：青本）」について

イ 概要

「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（令和4年度）（通称：青本）」について、指定都市市長会及び指定都市議長会において取りまとめが行われた提案内容及び要望活動について財政局から説明を受け、質疑・意見交換を行った。

また、今後実施される指定都市税財政関係特別委員長会議及び各政党への要望活動（党派別要望）の予定について財政局から説明が行われた。

ウ 委員意見

- ・実効性のある党派別要望を行うため、要望事項の網羅的な説明に加え、本市として特に要望すべき事項等について説明してほしい。
- ・台風の甚大な被害を受けた本市としては、土木関係の事業について積極的な要望をする必要があると考えている。

(22) 令和3年11月4日（第22回）

ア 議題

- ・「令和4年度県の予算編成に対する要請」について

イ 概要

「令和4年度県の予算編成に対する要請」について、要請の方法、時期及び内容について財政局から説明を受け、質疑・意見交換を行った。

ウ 委員意見

- ・長年要請している県単独補助事業における補助基準の格差是正について、県の議事録等においては、川崎市は補助基準に納得している旨の記載が見られるため、引き続き県に対して格差是正について要望してほしい。
- ・三沢川周辺地域における治水安全度向上の取組について、本市は都県境に立地しており、雨水受入れのインフラになってしまっていることから、県と連携して対策に取り組んでほしい。
- ・防犯カメラの設置事業については市民ニーズが非常に高いため、引き続き要請を行うとともに、県の補助金の如何に関わらず、事業の進捗が滞ることがないように、関係局においても取り組んでほしい。
- ・県単独補助事業における補助基準の格差是正について、「早急に補助率格差の是正に取り組むこと」という文言ではなく、「要綱の変更を求める」など、具体的な表現で要請を行うことを検討してほしい。
- ・拠点地区の整備における財政措置の要請については、拠点整備によって県においても税収増が見込まれるため、改めて必要性の根拠を示した上で、引き続き要望に取り組む必要があると認識している。

- ・特別支援学校の受入枠の拡充について、本市においては廃校の転用により活用できる施設がないため、例えば既存の公立学校で受け入れる際の補助を増やすように県に要請するなど、様々な要請の仕方を検討してほしい。
- ・市内における県有地の活用について、南税務署の裏にある県有地の福祉サービスへの転用を求めるなど、具体的に活用例を示しながら要望を進めてほしい。
- ・羽田新飛行ルートの実用開始に当たり、臨海部の防災計画は県が管轄するため、万が一に備えた防災時の対応を進めるよう、今後は要請項目に追加してほしい。

(23) 令和4年4月14日（第23回）

ア 議題

- ・委員会の運営について

イ 概要

「令和3年度中間取りまとめ（案）」について事務局より説明を行い、協議の結果、委員会の中間取りまとめとして、議長宛てに提出することとした。

また、今後の委員会運営については、おおむね「令和4年度大都市税財政制度調査特別委員会日程（案）」のとおりとし、詳細については正副委員長に一任の上、その他の運営については、昨年度と同様とすることとした。

(24) 令和4年5月31日（第24回）

ア 議題

- ・「令和5年度国の予算編成に対する要請」について

イ 概要

「令和5年度国の予算編成に対する要請」について、取りまとめが行われた要請事項について財政局から説明を受け、質疑・意見交換を行った。

ウ 委員意見

- ・市民の防災意識や不安感が高まってきていることを踏まえて、危機管理本部と協議の上、防災の啓発や防災教育の取組に係る要請について検討してほしい。
- ・羽田空港の新飛行経路の計画を国は撤回すべきであると考えており、町内会連合会や川崎区議団からも、市長に対し、地域住民の安全確保等に向けた要請が行われている。新型コロナウイルス感染症の収束に合わせて増便されることが想定されるため、重点要請項目に追加するよう、今後検討してほしい。
- ・GIGAスクール構想の推進において、家庭における経済的負担の軽減のため、市立高等学校でのGIGA端末購入補助に係る要請を行ってほしい。
- ・自治体DXの推進に向けた人材育成や人材確保の取組を進めるため、課題の整理や必要な

財政措置など、次年度に向けて調査を進めてほしい。

- ・コロナ禍における給付金事業等への対応により、職員の時間外勤務や、それに伴う人件費が増加したものと認識している。増加額等を精査し、その補填等について国に要請していくことを検討してほしい。
- ・システム統一・標準化に向けたシステム改修等を行うためには、多額の費用が必要となるため、国に対して適切に要請を行ってほしい。
- ・多摩川における治水対策の推進における稼働掘削等の工事を、計画的、効率的に進めていくよう、国に要請してほしい。
- ・保育士や看護師における職域ごとの処遇改善について、本市として取組を進めるとともに、並行して国に取組の推進を要請してほしい。

(25) 令和4年7月28日（第25回）

ア 議題

- ・指定都市「令和5年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」について

イ 概要

「令和5年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」について、指定都市市長会及び指定都市議長会において取りまとめが行われた提案内容及び要請活動について総務企画局及び財政局から説明を受けた。

(26) 令和4年8月31日（第26回）

ア 議題

- ・今後の委員会運営について

イ 概要

今後の委員会運営として、10月上旬に予定する指定都市「大都市税財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）」についての調査・研究及び11月上旬に予定する青本に基づく党派別要望行動の実施に先立ち、委員会として有識者を招致し、大都市における税財政制度の諸問題に関する調査・研究を行うため、「大都市税財政制度調査特別委員会参考人実施要領」に基づき、参考人招致を実施することとした。

(27) 令和4年10月3日（第27回）

ア 議題

- ・大都市における税財政制度の諸問題に関する調査・研究について

イ 概要

参考人として神奈川大学経営学部教授の青木宗明氏を招致し、大都市における税財政制度

の諸問題について講演をいただき、講演内容等を踏まえ、意見交換を行った。

ウ 講演概要

まず、地方税財政制度における現状を把握する上で、ふるさと納税及び税源偏在の是正について説明する。

ふるさと納税による令和4年度の住民税控除額は約5,672億円、控除適用者数は約1,000万人となっている。市町村別で見ると、控除額が最も大きいのは横浜市であり、約230億円である。川崎市は、控除額が約103億円、納税者が約16万人、寄附額が約172億円となっている。ふるさと納税の受入れが約1万件、約9億円であるため、約100億円が流出していることになる。都道府県別で見ると、控除額が最も大きいのは東京都であり、約1,428億円の税金が減少していることになる。次いで神奈川県、大阪府、愛知県、埼玉県、千葉県となっている。

地方税財政における税源偏在の是正とは、地方税のうち、法人にかけている税金の一部を国の税金として吸い上げ、それを再配分することで自治体間の格差を是正するという制度である。地方法人税の総額は約1.88兆円であるところ、横浜市は、この是正措置により約150億円の法人税収が減少しており、ふるさと納税と合わせると、約400億円が毎年減少していることになる。

次に、地方税財政制度の仕組みについて説明する。

地方自治体における歳入は、地方税、地方交付税、国庫支出金、地方債の4つに区分され、最も重要なものは、自由に使えて、自分で獲得するものである地方税であり、住民の理解を得て納税をしてもらうという性質のものであるため、地方自治の根幹に関わるものである。

地方税に最も適した税源は、自治体ごとの区別が明確であり、税収が安定している不動産税であるが、不動産税は、経済成長があっても税収が伸びにくく、財源全体をカバーできるほど十分な税収ではない。不足する税源を補うための法人課税は、経済成長を上回るペースで税収が増加する性質を有するため、自治体経営においては魅力的な税源と言えるが、法人課税の税収額を都道府県ごとに見ると、最大値は最小値の約5.4倍となっており、税源偏在の是正を行っているにもかかわらず、自治体間で大きな格差が生じている。

そこで、全国標準の行政水準まで財源を保障し、税源不足及び自治体間格差という地方税の限界を補うものとして機能するのが、地方交付税である。地方税及び地方交付税は、地方の固有財源として「車の両輪」の関係にあり、2000年以前においては、この両輪が機能することにより地方財政制度の安定性が確保されてきた。

しかし、2000年代に入り、これまで安定してきた地方税財政制度が衰退していくこととなる。国の財政再建のため、三位一体の改革の中で地方交付税が約6.5兆円削減され、また、政権交代により臨時財政対策債が増額されたことにより、自治体間格差はさらに広がり、財政力の弱い自治体は危機的な状況に陥ることとなった。こういった状況を踏まえ、国の財源を使

うことなく、地方における税源不足及び自治体間格差を解消するため、ふるさと納税及び税源偏在の是正が実施された結果、現在の財政状況に至った。

次に、今後の方向性であるが、①国に対し、地方交付税の増額、特に財源保障の復元を要求する、②国の財政難を受入れ、地方税を用いた地方財政調整に理解を示すという2つの方向性が考えられる。

①の地方交付税の増額を国に要求する際に重要となるのは、まず、国にとっての地方税は、税源偏在の是正のための政策手段であるという視点である。地方税の国税化は、分権改革に逆行する中央集権化と言えるため、地方における課税権を有し、行使するのは首長であり、それを監視するのが地方議会であることからすれば、地方の課税権を侵害する側面を有する。

次に、自治体間格差を是正する財政調整を実現できていないという視点である。自治体間格差を是正するためにふるさと納税等を導入しているが、財政上困窮している小規模自治体は、返礼品を出すこと自体が難しい状況にある。また、自治体間格差は税収に限られず、行政コスト及び行政ニーズについても存在するということである。荷物を10軒に配達することを例に挙げると、首都圏ではさほど手間は掛からないが、山間部では相当の人件費が必要となることから、多様な地域の実情を踏まえた財政調整をする必要がある。

そして、地方財政調整の目的は、国土統一、国家分裂の回避にあるという視点である。国の一部の地域が不利な状況に置かれると、独立等が生じ、国家が分裂してしまう。これを避けるための手段である財政調整は、国における統治の基礎であり、国の根源的な責務であると考えられる。

②の国の財政難を受入れ、地方税を用いた地方財政調整に理解を示した上で、必要となるのは、地方代表が国家統治する制度の実現を追及するということである。すなわち、地方財政調整の最終的な決定権を、国や中央官僚ではなく地方代表が持ち、地方自治体同士が対等に協議して財政配分を決定するという水平的財政調整の実現が必要となる。

フランスでは、地方が政府の意思決定に参加できる統治機構を備えており、上院は「地方の府」と呼ばれ、地方議員の間接選挙により選ばれるため、地方の財政調整において、地方の代表が制度設計を行っていくこととなる。また、日本の地方交付税に相当する交付金の配分率の決定について、地方財政委員会という委員の65パーセントを地方代表が占める委員会がその権限を有する。

日本の統治機構及び行政システムにおいて、地方の声を国に届けるためには、地方選出の議員を頼っていくしかないという現状にあると言える。

エ 意見交換概要

質疑．財政赤字における地方交付税の維持について

応答．地方交付税に、かつてのような財政調整機能及び地域活性化効果を持たせることは難しい。20年以上にわたって削減され続けてきたことにより、地方が衰退してきたため、

官僚的でない地域活性化策を並行的に実施することで、交付金を徐々に復元していくほ
かない考える。

質疑．日本における地方財政調整の意義について

応答．日本における地方財政調整は、各地域において義務教育を普及させるために始められ
たものであり、教育に限らず、全国的な行政水準を維持するために必要な制度であると
考える。

質疑．自治体間における地方財政調整の方法について

応答．統治機構の在り方として、代表制をどういった形で構成するかという点が問題となる。

エリアごとに分ける方法や、エリアごとの性質に着目して、工業に特化した地域、人口の
多い地域、海岸部、山間部ごとに分ける方法など、自治体間における地方財政調整を実現
する前提として、人口に縛られない地域特性に応じた代表制を模索する方法もあり得る
と考えられる。

質疑．本市における法定外税の導入について

応答．法定外税導入のメリットとして、自治体独自の財源を確保できることのほか、自治体と
しての責務を果たした上で国に対して要望等を実施し得ることであると考えている。

(28) 令和4年10月11日（第28回）

ア 議題

- ・指定都市「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（令和5年度）（通称：
青本）」について

イ 概要

「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（令和5年度）（通称：青本）」に
ついて、指定都市市長会及び指定都市議長会において取りまとめが行われた提案内容及び要
請活動について財政局から説明が行われた。

また、今後実施される指定都市税財政関係特別委員長会議及び各政党への要望活動（党派
別要望）の予定について財政局から説明が行われた。

(29) 令和4年11月10日（第29回）

ア 議題

- ・「令和5年度県の予算編成に対する要請」について

イ 概要

「令和5年度県の予算編成に対する要請」について、要請の方法、時期及び内容について
財政局から説明を受け、質疑・意見交換を行った。

ウ 委員意見

- ・本市が責任を持って、水路から三沢川への排水等に係る治水対策を講じていることを強調した上で、多摩川合流点における更なる治水安全度向上の取組を県に要請してほしい。
- ・防犯カメラの設置事業に係る補助金は、県の地域防犯力の向上に資するものであり、地域の要望に応えきれない現状がある以上は、補助対象や上限額の拡充を検討するよう、県に要請してほしい。
- ・防犯カメラ設置に係る地域の需要は、申請台数の推移だけではなく、申請台数が減少傾向にある要因や申請に係る住民の意見等を踏まえ、潜在的な需要を的確に把握する必要があると考えるため、所管局による更なる調査を実施し、県に対し、現状を正確に示してほしい。
- ・神奈川県地域医療介護総合確保基金事業について、本市の提案が採択されるよう、要請を粘り強く続けてほしい。

(30) 令和5年2月8日（第30回）

ア 議題

- ・令和4年度大都市税財政制度調査特別委員会報告書（案）について

イ 概要

4年間の委員会の調査活動を取りまとめた「令和4年度大都市税財政制度調査特別委員会報告書（案）」について事務局から説明を行い、協議の結果、委員会報告書として議長宛てに提出することとした。

3 指定都市税財政特別委員会による国への要望活動

「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）」に基づき、次のとおり要望活動を行った。

令和元年度

(1) 税財政関係特別委員長会議（令和元年10月28日実施）

青木功雄大都市税財政制度調査特別委員長が出席し、大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望運動等の進め方について協議が行われ、協議の結果、例年どおり、「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望書（通称：青本）」により、各市の税財政関係特別委員会委員が党派別に各政党に対する要望行動を行うこと等が確認された。

(2) 指定都市行財政問題懇談会〔自由民主党〕（令和元年11月27日実施）

当日は、本市の本会議開催日であったため、自民党議員の出席はなし。

(３) 指定都市行財政問題懇談会〔日本共産党〕(令和元年１１月２０日実施)

市古次郎委員が出席し、日本共産党所属国会議員に対する要望行動を行った。

ア 要望概要

- ・本市は、全国的な少子高齢化の中で、今後十年間は人口が増えるというような特殊な都市となっている。特に武蔵小杉を中心とした街づくりでは、問題を抱えながらも進めているところである一方、武蔵小杉を中心に子育て世代が増えており、特に学校の教室が足りない事象が発生しているため、教室の増設、計画的な校舎の増築に対する財政措置をお願いしたい。
- ・学校現場では、本当に人手が足りない中、試行錯誤しながら教育に取り組まれている状況である。根本的な解決は、変形労働時間制の導入ではなく、教員の増員が必要であると考えている。教員は、勤怠を記録するＩＣカードをリーダーにかざし、仕事を終えたことにして、それからまた働いている実態がある。教員は、朝７時には学校に出勤し、夜も１０時から１２時ぐらいまで仕事をしている。そういった実態がいまだに本市においても蔓延している。是非とも教員の増員も含めた教育への支援をよろしくお願いする。

(４) 指定都市行財政問題懇談会〔公明党〕(令和元年１１月２５日実施)

春孝明委員が出席し、公明党所属国会議員に対する要望行動を行った。

ア 要望概要

- ・本市は、ふるさと納税の平成３０年度流出影響額が４４億円、今年度は５６億円が見込まれ、過去最大の減収額となる。他の政令指定都市は交付団体であるため、ふるさと納税による減収額は７５％が普通交付税で国から補填されているが、本市は政令指定都市で唯一の不交付団体であるために、減収がそのまま財政赤字となっている。これは交付団体である他都市と比べても、行政サービスへの影響がより深刻であるため、減収分について財政措置を講じていただきたい。

(５) 指定都市行財政問題懇談会〔立憲民主党〕(令和元年１１月２２日実施)

押本吉司委員及び鈴木朋子議員が出席し、立憲民主党所属国会議員に対する要望行動を行った。なお、本市は幹事都市に当たっており、押本吉司委員が司会進行を行ったため、本市からの要望は特段行わなかった。

(６) 指定都市行財政問題懇談会〔国民民主党〕(令和元年１１月２１日実施)

林敏夫委員が出席し、国民民主党所属国会議員に対する要望行動を行った。

ア 要望概要

- ・本市は、地方交付税交付金の不交付団体であるため、ふるさと納税の減額となった税収が、

そのまま歳入の減につながってしまい、今年度は、約56億円という流出額が見込まれている。事業に置き換えると、保育園の運営費で児童3,500人分に相当するような金額であるため、当面の減収分の財源措置を講じていただくとともに、特例控除額の上限等の見直しも行っていたきたい。

令和2年度

(7) 税財政関係特別委員長会議（令和2年10月30日実施）

青木功雄大都市税財政制度調査特別委員長が出席し、大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望運動等の進め方について協議が行われ、協議の結果、例年どおり、「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望書（通称：青本）」により、各市の税財政関係特別委員会委員が党派別に各政党に対する要望行動を行うこと等が確認された。

(8) 指定都市行財政問題懇談会〔自由民主党〕（令和2年11月25日実施）

本間賢次郎委員が出席し、自由民主党所属国会議員に対する要望行動を行った。

ア 要望概要

- ・ふるさと納税は高額納税者の節税対策に利用されているきらいがあるのではないかと。川崎市でも、利用者は人口比の6%程度であるものの、60億円程度の市税が流出している状況である。利用者が、縁のある地域に利用できるようシステムの検討をお願いしたい。地方交付税は、コロナ禍以外の通常時も、政令指定都市に御配慮いただきたい。

(9) 指定都市行財政問題懇談会〔公明党〕（令和2年11月20日実施）

川島雅裕委員が出席し、公明党所属国会議員に対する要望行動を行った。

ア 要望概要

- ・青本30ページ、地方債制度の充実について、緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債について、本市でもブロック塀の改修、学校施設の耐震対策、河川の維持補修事業費に活用した。今年度までということであるので、今後防災インフラの整備に活用したい。令和3年度以降の延長を切に要望する。
- ・ふるさと納税について、令和元年度の流出影響額が57億円、今年度は64億円が見込まれている。過去最大の減収額となっている。通常ふるさと納税の減収額の75%は国から普通交付税で補填されるが、本市は不交付団体で補填がない。そういった意味で財政赤字に直結する。何らかの財政措置をお願いしたい。

(10) 指定都市行財政問題懇談会〔立憲民主党〕（令和2年11月19日実施）

織田勝久委員が出席し、立憲民主党所属国会議員に対する要望行動を行った。

ア 要望概要

- ・重点要望項目については、特に、事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設に対して御配慮いただきたい。大都市特例事務に係る税制上の措置不足額は、指定都市全体で約２，４００億円、川崎市で約１７１億円生じており、実質、県の仕事をやっているため、それに見合った権限と財源の一致について御配慮いただきたい。
- ・要望項目については、地方債制度の充実、特に防災減災対策が自治体においても大変大きなテーマとなっている。川崎市においては、特に多摩川の防災対策が課題となっており、その中で特に緊急自然災害防止対策事業債の事業期間が本年までとなっているが、延長を国会の中で働き掛けていただきたい。
- ・ふるさと納税制度については、令和元年度５７億円、令和２年度が６４億円、令和３年度の見込みが６９億円減少するとなっている。川崎市は不交付団体であるため、補填されることなく全額減収となってしまう。制度自体は色々な話があるだろうが、個人住民税を対象にすることなく、国税の範囲でやっていくならいいものの、自治体の固有財源にまで手を突っ込むということに対しては制度改正をお願いできればと思う。また、高所得者ほど得する制度は適切ではないため、給付金の税額の控除上限額の見直しをぜひ国会の中で議論していただきたい。

(11) 指定都市行財政問題懇談会〔日本共産党〕（令和２年１１月１８日実施）

当日は、本市の常任委員会開催日であったため、共産党議員の出席はなし。

令和３年度

(12) 税財政関係特別委員長会議（令和３年１０月１５日実施）

コロナ禍のためオンラインにて開催された税財政関係特別委員長会議に原典之大都市税財政制度調査特別委員長が出席し、大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望運動等の進め方について協議が行われ、協議の結果、例年どおり、「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望書（通称：青本）」により、各市の税財政関係特別委員会委員が党派別に各政党に対する要望行動を行うこと等が確認された。

(13) 指定都市行財政問題懇談会〔自由民主党〕（令和３年１１月２５日実施）

原典之委員長及び山田瑛理委員が出席し、自由民主党所属国会議員に対する要望行動を行った。なお、本市は幹事都市に当たり、原典之委員長が司会進行を行い、山田瑛理委員が要望を行った。

ア 要望概要

- ・今年度、本市においてはふるさと納税により約８２億円の流出が見込まれ、また、ふるさと

納税の利用者数も増加傾向となっている。市として市民が本市に納税していただけるよう魅力あるまちづくりに努めていく必要はあるが、返礼品を煽る傾向の是正や寄付額の上限を定めるなど、本来の制度のあるべき姿に近づけるようお力添えをいただきたい。

(14) 指定都市行財政問題懇談会〔立憲民主党〕(令和3年11月24日実施)

田村京三副委員長が出席し、立憲民主党所属国会議員に対する要望行動を行った。

ア 要望概要

- ・新型コロナウイルス感染症対策としての固定資産税軽減措置について、固定資産税は市税収入の4割を占める重要な基幹財源であり、緊急経済対策は本来、国の責任において対応すべきであるため、令和3年度税制改正で実施した固定資産税軽減措置延長は断じて行わないようにしてほしい。また、令和3年度の市税減収額については、国庫補助金等での措置をお願いしたい。
- ・本市には児童生徒数が増えている地域があり、国が段階的に進める35人学級に対応するためには校舎の増築が喫緊の課題となっている。今後の児童生徒数の推移を見据えると、リース方式による校舎整備も有効な手法と考えられるため、リース方式を国庫補助対象としてほしい。また、人件費や資材の高騰に対応するため、補助金算定の建設単価については、実勢価格を踏まえた財政措置をお願いしたい。

(15) 指定都市行財政問題懇談会〔日本共産党〕(令和3年11月17日実施)

後藤真左美委員が出席し、日本共産党所属国会議員に対する要望行動を行った。

ア 要望概要

- ・本市では1960年代に航空機事故が相次ぎ、住民の運動もあり、当時の議会も全会一致で国に対して要望を行い、原則的には石油コンビナート地域上空は飛ばないという飛行制限が取られたが、現在、国際競争力の強化という理由で飛行制限が破られている状況下にあるため、住民からの要望にも掲げられている新飛行ルートに関わる防音工事助成の拡充、騒音測定局の設置を進めてほしい。また、国の責任で航空機事故に関わる被害想定に必要なアセスメント調査を実施し、消防庁の石油コンビナート防災アセスメント指針に石油コンビナートでの航空機事故を位置付けてほしい。そして、現在はコロナ禍で国際線の運航が従前の1割程度であり、増便の目的も破綻しているため、新飛行ルート自体の中止も要望する。

(16) 指定都市行財政問題懇談会〔公明党〕(令和3年11月22日実施)

浦田大輔委員が出席し、公明党所属国会議員に対する要望行動を行った。

ア 要望概要

- ・固定資産税の安定確保について、本市は減債基金から借入れを行うほど厳しい財政状況であり、令和４年度に商業地に限定して特例措置の据え置きが検討されていると聞くと、これにより令和３年度は２９億円、令和４年度は２０億円の減収が見込まれるため、実施するのであれば適切な財政措置をお願いしたい。
- ・ふるさと納税について、本市では令和３年度に約８２億円の減収が見込まれるなど大変深刻な状況となっている。返礼品について都市と地方のブランドでは大きな差があるため、返礼品競争等の状況が変わらないのであれば、適切な財政措置をお願いしたい。

令和４年度

(17) 税財政関係特別委員長会議（令和４年１０月６日実施）

コロナ禍のためオンラインにて開催された税財政関係特別委員長会議に原典之大都市税財政制度調査特別委員長が出席し、大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望運動等の進め方について協議が行われ、協議の結果、例年どおり、「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望書（通称：青本）」により、各市の税財政関係特別委員会委員が党派別に各政党に対する要望行動を行うこと等が確認された。

(18) 指定都市行財政問題懇談会〔自由民主党〕（令和４年１１月２日実施）

吉沢直美委員が出席し、自由民主党所属国会議員に対する要望行動を行った。

ア 要望概要

- ・現在、国や自治体において様々な子育て支援策が実施されているが、多くに所得制限があつて多数の子どもが支援の対象から外れてしまう現状があり、結果として、所得制限の徹底などにより、手当等を含めた総収入が逆転してしまうなど不公平な現象が生じている。子育て政策に対する所得制限の撤廃及び支援対象の拡充に配慮することをお願いする。
- ・子どもの医療費は、地域間に差異が生じている。子どもたちが今までどおりどこに住んでいても安心して医療が受けられるよう、子どもの医療費助成について全国一律の制度として構築すること、また、国と地方自治体が共同で検討を行う体制を構築することに対し配慮をお願いする。
- ・本市ではふるさと納税制度により、毎年度、個人住民税の流出額が増加する傾向が継続しており、令和４年度では約１０３億円もの大きな額に達している。地方交付税の不交付団体である本市であるが、結果として一番あおりを受け、深刻な状況となっていると言える。

(19) 指定都市行財政問題懇談会〔日本共産党〕（令和４年１１月１１日実施）

市古次郎委員が出席し、日本共産党所属国会議員に対する要望行動を行った。

ア 要望概要

- ・保育園で事故が起きるとマスコミに取り上げられ、様々規制がなされていく一方で、保育士は、子どもたちの命を守るために一生懸命に対応しているが、人手が足りない状況にある。50年以上見直されてない保育士の配置基準について、1日でも早く改善を行うよう要請したい。
- ・昨年、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されたが、本市は全体の23パーセント、約5万5,000人の児童が所得制限により支給がなされなかった。内閣府の調査では、所得制限により所得の逆転が起きていることが明らかになっている。2011年には年少扶養控除も廃止され、学費も上がり続けているため、子育て支援の所得制限の撤廃をぜひお願いしたい。
- ・多摩川の治水プロジェクトが進められているが、この多摩川の河道掘削、堤防強化がなかなか進んでいない状況が見受けられるため、1日でも早い対策をお願いしたい。

(20) 指定都市行財政問題懇談会〔公明党〕（令和4年11月4日実施）

平山浩二委員が出席し、公明党所属国会議員に対する要望行動を行った。なお、進行の都合上、本市からの要望は行わなかった。

(21) 指定都市行財政問題懇談会〔立憲民主党〕（令和4年11月11日実施）

鈴木朋子委員が出席し、立憲民主党所属国会議員に対する要望行動を行った。

ア 要望概要

- ・小児医療費助成について、現状では自治体間の格差が放置されており、本市でも令和5年度中の助成拡充を検討中であるが、本来、国が責任をもって全ての子ども達を対象として制度構築すべき分野である。国と自治体との協議の場を作っていただき、長期の国制度構築を強く要望する。また、医療証を発行して利用する場合の国庫負担金の減額措置は、本市では令和3年度で1,300万円超の減額だったが、医療証の発行が利便性を高めるということを見過ごした時代錯誤な制度となっているため、こうした措置の撤廃を要望する。
- ・児童養護施設的环境を整えるため、具体的には「社会的養護処遇改善加算」の増額や宿舍借り上げ制度の創設などの現行の各施設種別における職員配置基準の見直しなど、体制強化への支援をお願いしたい。
- ・子どもの居場所づくりに関する支援強化として、親や高齢者を巻き込むことでコミュニティ支援にもなり、子どもをコミュニティで支えることにもつながるため、子ども真ん中社会を目指すこども家庭庁の創設に併せて、居場所づくりの取組と国の制度化をお願いしたい。

4 まとめ

以上のように、本委員会では、大都市の実態に適応する税財政制度の確立を目的として、大都市に

おける税財政制度の諸問題について参考人招致等による調査研究を行うとともに、委員による国等への税財政要望行動に取り組み、議論を行ってきた。

本市を含め、各地に甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風を始めとし、変異を繰り返し、ワクチンを接種してもなお、大変多くの感染者が発生し続けている新型コロナウイルス感染症、市民生活の根幹を大きく揺るがす、ロシアのウクライナ侵攻に端を発した原油・物価高騰の影響など、これまでの日常は大きく様相を変え、絶え間なく変化を求められる時代となった。

大都市においては、危機事象等に備え、様々なリスクを想定した上で、広域的課題へ迅速に対応することや、増大・多様化する市民ニーズや安心・安全、貧困や防災対策などの都市的課題にきめ細かく対応することが求められており、大都市特有の財政需要の増加に適応するために求められる役割と果たすべき責任は非常に大きいと考える。

本市においては、地方交付税の不交付による本市財政への影響やふるさと納税による減収の影響のほか、神奈川県県単補助事業における政令指定都市と他の市町村との間の補助基準の格差是正等の財政措置上の課題を抱えている。

これらの本市を取り巻く財政状況と本市が抱える課題等については、執行部においても、市長自らが国や県に対して要請を行うなど、積極的に取り組まれているところであるが、議会としても、国等への要望活動を粘り強く継続して行うことにより、執行機関及び議会が一丸となって、大都市特有の財政需要に対応した税財政制度の確立に向けた機運を高めていくことが重要であると考えている。